

## 埼玉県里親委託面会交流事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、児童相談所長が里親家庭及びファミリーホーム（以下「里親家庭等」という。）に委託をすることが適当と判断した児童（以下「委託候補児童」という。）と、当該委託候補児童を委託する候補として選定された里親家庭等（以下、「候補家庭」という。）とが、委託前に交流を行うことで、委託候補児童と候補家庭と関係調整を図り、適切な委託につなげることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、委託候補児童と交流を行う候補家庭とする。

### (交流内容)

第3条 本事業は、委託候補児童と候補家庭とが次に掲げる交流を行うものとする。

- 1 委託候補児童が措置されている施設等に候補家庭が訪問し、面会を行うこと。ただし、候補家庭が委託候補児童の紹介を受けるために行う最初の面会（以下「初回面会」という。）は除く。
- 2 委託候補児童と候補家庭が共に外出をすること。ただし、宿泊を伴う場合を除く。

### (交流期間)

第4条 本事業の交流期間は、初回面会の次の面会交流を行った日から委託候補児童が候補家庭に委託された日の前日又は交流中止となった日までとする。

### (経費)

第5条 埼玉県は候補家庭に対し、この事業の実施に係る経費について、別に定めるところにより補助する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。